

土木工事を計画されたら、教育委員会にお問い合わせください！

～開発に伴う埋蔵文化財の協議・届出等の手続きについて～

切土・盛土など土地の形状を変更する土木工事は、埋蔵文化財手続きの対象です。

手続きの対象

大規模な道路や施設建設の工事はもとより、山林伐採に伴う取付道や、個人住宅や店舗建設など、規模の大小に関係なく、切土、盛土など土地の形状を変更する全ての土木工事が、埋蔵文化財の手続きの対象となります。

埋蔵文化財とは

地中に埋まっている古墳（塚）、城跡、住居跡、貝塚などの遺構や、石器、土器などの遺物のことを「**埋蔵文化財**」といいます。

また、埋蔵文化財が埋まっていることが判明している土地のことを、「**周知の埋蔵文化財包蔵地**」といいます。

埋蔵文化財保護の必要性

埋蔵文化財は、わが国のかつての生活の様子を知り、文化、技術の発展などをたどる貴重な資料です。

そのため、工事などによって遺跡が失われることに対して、文化財保護法でその保護措置が定められています。

埋蔵文化財の保存と記録

埋蔵文化財は、土地の形状を変更せずに、現状で保存するのが最良の方法とされています。〔現状保存〕

しかし、やむを得ず土木工事などで埋蔵文化財が消滅してしまう場合は、工事前に発掘調査を行い、どのような埋蔵文化財があったかを記録します。〔記録保存〕

埋蔵文化財の手続き

土木工事を計画された場合、まずは計画地が「**周知の埋蔵文化財包蔵地**」に該当しているかどうか照会いただき、その後所定の手続きを行ってください。

(手続きの流れは裏面のとおり)

埋蔵文化財の協議、手続きを行わずに工事を実施された場合、工事を中断して発掘調査を実施しなければならぬことがあります。

また、工事中に埋蔵文化財を発見した場合、現状を変更することなく届出をすることが義務付けられています。

土木工事の計画がある事業主は、早めに教育委員会にご相談ください。

問い合わせ先

庄原市教育委員会 生涯学習課文化財係

〒727-8501 広島県庄原市中本町1丁目10番1号

Tel.0824-73-1189 Fax.0824-73-1254

埋蔵文化財の手続きの流れ

